

第16号議案 品川区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例

1 廃止理由

配偶者のない女子等の経済的自立の助成を目的として、修学資金および就学支度資金からなる女性福祉資金貸付制度について、東京都母子福祉資金等他制度の充実と近年の貸付実績などから判断し、廃止する。

2 施行期日

平成31年4月1日

3 経過措置

本条例改正前に貸付決定を受けた女性福祉資金については、改正前の条例（限度額、据置期間、利率その他の取り扱い）を適用する。

- (1) 貸付継続者 1名（2021年3月まで）
- (2) 貸付金償還者 28名